

旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金交付要綱

制定	平成20年8月12日	区長決定 要綱第117号
改正	平成21年3月31日	要綱第117号
改正	平成27年3月16日	要綱第249号
改正	平成28年2月26日	要綱第 68号
改正	平成31年1月 9日	要綱第184号
改正	平成31年1月 9日	要綱第184号
改正	令和 3年7月21日	要綱第223号
改正	令和 6年3月 1日	部長決定 要綱第 38号

(目的)

第1条 この要綱は、旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が品川宿らしい街並みや情緒を回生し、魅力ある回遊ゾーンの一環とするために行う整備を補助することにより、来訪者の増加による地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助事業および補助金)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は別表に定めるものとし、補助金の額は区長が予算の範囲で決定する。

(補助金の交付申請)

第3条 協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による補助金交付申請書に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、申請書の内容および添付資料を審査し、別表に定める補助事業の内容に適合すると認めるときは補助金の交付決定を行い、第2号様式による補助金交付決定通知書により、協議会あて速やかに補助金の交付決定を通知するものとする。

2 区長は、前項の場合において、必要があるときは条件を付して交付決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第5条 協議会は、前条の規定による補助金の交付決定の内容およびこれに付された条件に対して異議があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその

旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(補助金の概算払い)

- 第6条 協議会は、交付決定を受けた補助事業について、補助事業に係る契約の相手方と契約書を交わした後、第3号様式により概算払い請求書を区長に提出するものとする。
- 2 区長は、申請書の内容および添付書類を審査し、補助金の概算払いに係る額（以下「概算払交付額」という。）を決定し、これを交付するものとする。

(承認事項)

- 第7条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4号様式による承認申請書を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- 2 区長は、前項による申請があった場合には、その内容を審査し、第5号様式により、協議会あて通知するものとする。
- 3 区長は、前項の場合において、必要があるときは条件を付して通知をすることができる。

(補助事業の中止または廃止)

- 第8条 協議会は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、第6号様式による補助事業中止（廃止）申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 区長は、前項の申請書の内容について審査および必要に応じて行う調査等により適当と認められる場合は、第7号様式により、協議会あて通知するものとする。

(補助事業遅延等の報告)

- 第9条 協議会は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに第8号様式による補助事業遅延等報告書を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第10条 区長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要に応じ、協議会に対し補助事業の遂行の状況に関して報告を求めるものとする。

(補助事業等の遂行命令等)

- 第11条 区長は、前条の規定による状況報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、協議会に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。
- 2 協議会が前項の命令に違反したときは、区長は、補助事業の一時停止を命ずることが

できる。

(実績報告)

第12条 協議会は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、速やかに、第9号様式による実績報告書に必要な書類等を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第10号様式による確定通知書により、協議会あて通知するものとする。

2 前項の規定により確定する補助金の額は、補助事業に要する事業ごとの実支出額の合計額と概算払交付額のいずれか低い額とする。

(補助金の精算)

第14条 協議会は、前条の規定による確定通知を受けた後、速やかに第11号様式により精算書を提出し、補助金の残額がある場合には、これを返還するものとする。

(決定の取消し)

第15条 区長は、協議会が次のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令または補助金の交付決定に基づく命令を違反したとき。

2 前項の規定は、第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第16条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第17条 協議会は、補助事業により取得し、または効用を増加した財産（以下「取得財産」という。）について、その管理状況を明らかにしておかなければならない。

2 協議会は、取得財産について、補助金の交付目的に反して使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡、交換、取り壊し、または担保に供しようとするとき（以下「処分」という。）は、第12号様式により、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、

当該財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過している場合はその限りでない。

- 3 区長は、前項で承認した協議会に対して、取得財産の処分による収入の全部または一部を区に納付させることができる。

（違約加算金および延滞金）

第18条 第15条の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消され、第16条によりその返還を命ぜられたときは、協議会は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、協議会は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金の計算）

第19条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、協議会の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第20条 第18条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（その他）

第21条 この要綱の実施に関し、必要な事項は文化観光スポーツ振興部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成20年度における旧東海道品川宿まちなみ整備に関する補助金の交付等について適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

2 改正前の要綱により交付された補助金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年7月21日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表

補助対象事業	事業の内容
旧東海道品川宿まちなみ整備事業	<ul style="list-style-type: none">・ 南側路面石畳工事に係る経費・ 正面駐車場冠木門設置工事に係る経費

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会
代表者
住 所

旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金交付申請書

旧東海道品川宿まちなみ整備事業について、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額

金 円

2 補助事業実施計画および補助金交付申請額算出内訳
別添のとおり

3 交付申請書添付書類

- (1) 企画書
- (2) 積算内訳書または見積内訳書
- (3) 主要事業実施予定地の写真

第2号様式（第4条関係）

文 書 番 号
年 月 日

旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会
様

品川区長 印

旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金交付決定通知書

申請のあった旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金について、下記により決定します。

記

1 補助金交付予定額

金 円

2 補助事業の内容

補助事業の内容は、申請書記載のとおりとします。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会
代表者 印
住 所

旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金に係る
概算払い請求書

年 月 日付 文書番号 で交付決定通知のあった旧東海道品川宿まちなみ整備事業について、下記のとおり概算払いを請求します。

1 請求額 金 円

2 添付書類

- (1) 業者選定経過調書
- (2) 2社以上の業者見積書・仕様書
- (3) 契約書の写し
- (4) その他参考となる資料

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会
代表者
住 所

旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金に係る
補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

年 月 日付で交付決定通知のあった標記の補助事業について、下記のとおり変更承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

第5号様式（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会
様

品川区長 印

旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった旧東海道品川宿まちなみ整備事業の内容の変更については、これを承認し、年 月 日付 文書番号 による交付決定の一部を下記のとおり変更します。

記

1 承認内容

2 付帯条件

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 へ

団体名 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会
代表者
住 所

旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金
に係る補助事業の中止（廃止）申請書

年 月 日付 文書番号 で交付決定を受けた旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金に係る事業の内容を中止（廃止）したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 当初予定事業の内容
別紙のとおり
- 3 中止（廃止）年月日
年 月 日
- 4 理由

第7号様式（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会
様

品川区長 印

旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金
に係る補助事業の中止（廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金に
係る事業の中止（廃止）については、下記により承認します。

記

- 1 中止（廃止）する補助事業
年 月 日付 第 号で交付決定した旧東海道品川宿まちなみ整備に係
る補助金に係る事業
- 2 中止（廃止）する補助事業の内容を申請のとおりとします。
- 3 中止（廃止）年月日
年 月 日

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長 へ

団体名 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会

代表者

住 所

旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金に係る
事業遅延等報告書

年 月 日付 文書番号 で交付決定通知のあった標記の補助事業について、下記のとおり事故があったので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 事故の内容および原因
- 3 事故に対する措置
- 4 補助事業の進捗状況および完了の予定

第9号様式（第12条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会
代表者
住 所

旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金
に係る補助事業の実績報告書

年 月 日付 文書番号 で交付決定通知のあった標記の事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 概算払補助金交付額
金 円
- 2 補助事業実績および補助事業に要した経費について
別添のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 契約書の写し、契約額明細書または内訳書
 - (2) 請求書および領収書等の写し（補助対象経費のみ）
 - (3) 補助事業の成果物各種（完了届、納品書、または施工業者からの工事竣工報告書および引渡書の写し等）
 - (4) 補助事業の実施状況写真および完成写真（工事種目ごと）または工事実施前及び工事実施後（完成）写真
 - (5) 工事竣工図面
 - (6) 補助金の交付決定通知

第10号様式(第13条関係)

文 書 番 号
年 月 日

旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会
様

品川区長 印

旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金確定通知書

年 月 日付をもって交付決定をした旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金については、年 月 日付で提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められるので、その額を下記のとおり確定します。

1 確定額	金	円
2 概算払交付済額	金	円
3 残額	金	円

第11号様式（第14条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会

代表者 印

住 所

旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金精算書

旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

1	概算払受領済額	金	円
2	精算額（確定額）	金	円
3	残額	金	円

（内訳は別紙のとおり）

第12号様式（第17条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名 旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会
代表者 印
住 所

旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金
に係る補助事業取得財産処分承認申請書

旧東海道品川宿まちなみ整備に係る補助金により取得した資産の処分について、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分予定の財産に係る事業の名称
- 2 処分予定の財產品目および取得年月日
- 3 処分予定の財産の取得価格（効用の増加した価格）および時価
- 4 処分予定方法
- 5 処分理由